

手足口病の流行警報発令について

感染症発生動向調査における市内の手足口病発生の報告数が、第28週(令和元年7月8日から14日まで)に、1定点医療機関当たり6.38人となり、国立感染症研究所が定める「警報レベル」である5人を超えました。

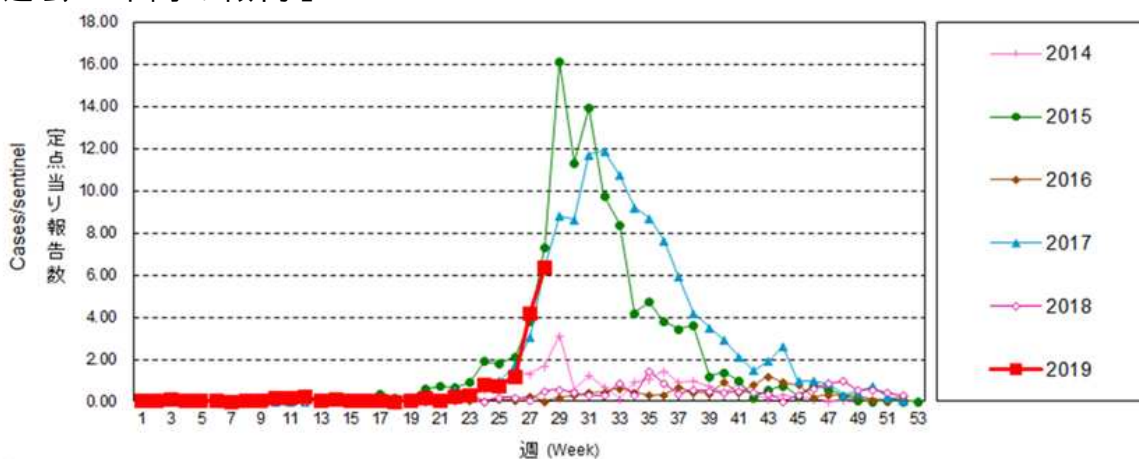
手足口病とは、コクサッキーウイルスやエンテロウイルスによって起こる病気で、接触・飛沫・経口感染し、乳幼児で流行することが多く、例年患者報告数は夏季にピークを示す傾向があります。手洗いなどの感染予防に努めてください。

前回「警報レベル」を超えたのは、平成29年第29週(平成29年7月17日から23日まで)でした。

【最近5週間における1定点医療機関当たりの手足口病の報告数】

期 間	第24週 6/10 ～6/16	第25週 6/17 ～6/23	第26週 6/24 ～6/30	第27週 7/1 ～7/7	第28週 7/8 ～7/14
報告数 (人)	0.79	0.76	1.21	4.21	6.38

【過去5年間の傾向】



【主な症状】

感染すると3～5日の潜伏期の後、口の中、手足などを中心に2～3mmの水ぶくれが出現します。発熱は、罹患した者の約3分の1に見られますが、38以下がほとんどです。通常は、3～7日の経過で軽快し、水ぶくれは、かさぶたを作らず治りますが、まれに髄膜炎や脳炎などを引き起こすこともあります。

高熱が出る、嘔吐する、水分が取れずに尿が出ない、ぐったりとしているなどの症状が見られた場合は、直ちに、医療機関を受診してください。

【予防方法】

手足口病に有効なワクチンはなく、特効薬也没有せん。接触感染を予防するために手洗いをするとともに、排泄物は適切に処理してください。

保育施設などの乳幼児の集団生活では、感染を広げないためにしっかりと手洗いをすることが大切です。特におむつを交換する時には、排泄物を適切に処理し、しっかりと手洗いをしてください。

感染症発生動向調査について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、定められた医療機関(定点医療機関)における感染症の発生状況を保健所が集計し、国に報告するものです。手足口病については、小児科定点医療機関が1週間の発生件数を翌週の月曜日に保健所に報告することとなっています。

なお、本市の場合、手足口病については、30か所の定点医療機関(法定の医療機関15か所、市医師会の協力等による医療機関が15か所)から報告を受けています。

[問い合わせ先]

健康福祉局保健所疾病対策課
担当 八鍬(やくわ)、椎橋
電話 042-769-8260(直通)
(ウイルス検出状況について)
健康福祉局保健所衛生研究所
担当 中村
電話 042-769-8348(直通)